

議案第 59 号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について

木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成 19 年木津川市条例第 41 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

令和 7 年 8 月 7 日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受け市においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成19年木津川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第2条 木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準

日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の改正は、令和8年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 第1条の改正による改正後の木津川市議会議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合は、改正前の木津川市議会議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。